

公布された条例のあらまし

佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第二〇号）

- 1 短期の雇用に就くことを常態とする者が、雇用保険法に規定する特例一時金の支給対象から除外されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

（第一〇条関係）

- 2 その他所要の改正を行うこととした。

- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第二一号）

- 1 佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- (1) 夫婦が交互に育児休業又は育児短時間勤務をしたかどうにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業又は育児短時間勤務をした後三月以上経過した場合に、再度の育児休業又は育児短時間勤務をすることができるとした。（第三条及び第一一条関係）

- (2) その他所要の改正を行うこととした。

- 2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

- (1) 職員が中学校就学の始期に達するまでの子について疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会規則で定める世話を行う場合に特別休暇を与えることができることとした。（第二二条関係）

- (2) 職員が要介護者について人事委員会規則で定める世話を行う場合に特別休暇を与えることができることとした。（第二二条関係）

- (3) その他所要の改正を行うこととした。

- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

- 4 所要の経過措置を定めることとした。

過疎地域における県税の課税免除に関する条例（条例第二二号）

- 1 この条例は、過疎地域内において、製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業又は水産業を行う個人に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めることとした。（第一条関係）
- 2 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税を次のとおり免除することができることとした。（第三条関係）

税目	免除する税額	免除する期間
事業税	<p>一 対象期間内に、過疎地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する税額</p> <p>二 過疎地域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものについて、公示日の属する年以後の各年のその者の所得に対して課する税額</p>	<p>当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度の所得又は収入金額に対して事業税を課すべきこととなる年度以降三箇年度</p> <p>当該事業税の課税免除を最初にした年度以降五箇年度</p>
不動産取得税	<p>特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する税額</p>	<p>取得のとき</p>
固定資産税	<p>特別償却設備である大規模の償却資産（公示日以後に取得したものに限る。）に対して課する税額</p>	<p>最初に固定資産税が課されることとなる年度以降三箇年度</p>

- 3 課税免除の申請手続及び適用除外並びに佐賀県行政手続条例の適用除外について定めることとした。(第四条)第六条関係)
 - 4 この条例は、公布の日から施行し、平成二二年四月一日から適用することとした。
 - 5 所要の経過措置を定めることとした。
 - 6 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例等について所要の改正を行うこととした。
 - 7 この条例は、平成二八年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。
中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(条例第二三号)
 - 1 県税の不均一課税に係る認定基本計画は、平成二四年三月三十一日以前に公表されたものとする事とした。(第三条関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例(条例第二四号)
 - 1 公共の場所又は公共の乗物において禁止する卑わいな言動を次のとおり明示するとともに、卑わいな言動を禁止する客体について男女を問わないこととした。(第三条関係)
 - (1) 衣服その他身に着ける物(以下「衣服等」という。)(の上から又は直接人の身体に触れること。
 - (2) 衣服等で覆われている人の下着又は人の身体をのぞき見し、又は写真機、ビデオカメラ、携帯電話その他の機器(以下「写真機等」という。)を使用し撮影すること。
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。
- 2 何人も、正当な理由がないのに、公衆が利用することができる浴場、便所、

更衣室その他公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態にいる場所において、当該状態でいる人の姿態を写真機等を使用して撮影してはならないこととした。（第三条関係）

3 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為を反復して行ってはならないこととした。（第一〇条関係）

(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。

(4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心^{しょうちしん}を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心^{しょうちしん}を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

4 1 から3までの規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処することとともに、常習としてこれらの規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処することとした。（第一条

関係）

5 罰金の額を引き上げることとした。（第一二条関係）

6 この条例は、平成二二年七月二〇日から施行することとした。

佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第二五号）

1 佐賀県立唐津青翔高等学校の学科の改編に伴い、所要の改正を行うこととした。（別表関係）

2 この条例は、平成二三年四月一日から施行することとした。

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例（条例第二六号）

1 武雄市立西川登小学校矢筈分校及び唐津市立向島中学校が廃止され、唐津市立向島小学校が唐津市立入野小学校向島分校に変更されたことに伴い、へき地学校の指定を見直すこととした。（別表第一関係）

2 この条例は、公布の日から施行し、平成二二年四月一日から適用することとした。